

うきは市農業委員会第8回総会議事録

[開催日時] 令和3年10月11日(月)午後1時30分から

[開催場所] るり色ふるさと館 研修室4・5

[議事日程]

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について
- 議案第4号 非農地判断(非農地証明願い)について
- 議案第5号 非農地判断(荒廃農地の非農地判断)について
- 議案第6号 うきは市空き家に付属した農地の指定について(下限面積における別段の面積)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第3号 土地改良届について

報告第4号 農地法第5条第1項第8号の規定による農地転用不要届について

(出席委員)

会長	16番	佐々木 芳幸			
職務代理人	15番	中村 稔			
委員	1番	樋口 健次	8番	高浪 眞次	
	2番	佐々木 光則	9番	樋口 美智子	
	3番	後藤 一善	10番	家永 学	
	4番	園田 忠行	11番	尾花 里美	
	5番	森 和正	13番	佐藤 和弘	
	6番	内山 良江	14番	日野 吉光	
	7番	後藤 義道			

(欠席委員) 12番 堀江 清成

(農業委員会職員)

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

局長 只今より第8回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は1番委員と2番委員です。よろしく申し上げます。なお12番委員から欠席の連絡をいただいておりますので報告いたします。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 本来であれば第1分科会長からの意見を求めるところですが、分科会長である12番委員が欠席でありますので代わりに第1分科副会長の7番委員より意見をお願いします。

副分科会長 分科会では特に問題なしという事で意見はまとまっております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14番 譲渡人は市外にお住まいで管理の方が難しい状況です。そこで譲受人が取得し自身が経営する土木会社に露天資材置き場兼駐車場として貸し付けるとの事です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-2上程)

事務局 (議案1-2説明・朗読)

議長 それでは引き続き副分科会長の意見を求めます。

副分科会長 譲受人はペットオークションを主催する会社を経営しており、そのオークション会場が今回の申請地に隣接しております。毎回、オークション当日になると駐車場がいっぱいになるという事で、今回駐車場拡張の申請に至っております。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

5番 先程の説明の通りです。もともと今ある駐車場も譲渡人の土地であったことから、現在申請地には駐車場を通過して通作しているようで、今回の話をいただいて将来的な事を考えたときに手放す決断に至ったようです。特に問題ない

と思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

3 番

譲受人はこの場所で具体的にどのような事をされているのですか？オークションという話が出ましたが飼育などもしているのでしょうか？

事務局

こちらではオークション、動物の取引のみ行っております。既存の施設で動物の繁殖や飼育などはしていません。

議長

他に質問はありませんか？

(質疑なし)

議長

ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 1 - 2 に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長

続きまして議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 1 上程)

議長

本日、担当であります 1 2 番委員が欠席ですので代わりに妹川地区の推進委員より事務局が事前に意見を伺っております。事務局説明をお願いします。

事務局

(議案 2 - 1 説明・朗読)

この件につきまして、妹川地区の推進委員であります佐藤康成委員より意見を伺っております。譲受人はこの農地の隣地を所有しており一体として管理をしていく予定だそうです。現在は荒廃地となっておりますので農地として使えるようきれいに整備するところから行いたいとの事です。問題はないであろうとの意見をいただいております。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

1 3 番

譲受人は高齢であります。後継者等はいらっしゃいますか？

事務局

後継者はいると伺っております。息子も作業に従事すると伺っています。

(質疑なし)

議長

ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 1 に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で許可とします。

議長

引き続き議案 2 - 2 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 2 上程)

事務局

(議案 2 - 2 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

14 番

申請地は現在も利用権設定により譲受人が耕作しておりますので、特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 贈与ということですが、この方たちの関係性は？
事務局 親族とかではないようです。話し合いの結果そのようになったと聞いております。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-3上程)

事務局 (議案2-3説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

2番 こちらの案件も譲受人が耕作されているとの事です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-4を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-4上程)

事務局 (議案2-4説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

11番 申請地は実は今回の荒廃地調査で荒廃Aとして上げていた農地です。現在は草が伸びていますが農地として再生し利用するという事で伺っておりますので問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質問させていただきます。現地の状況を分かる範囲で教えてください。

11番 現地は美津留川のすぐ横なので大雨が降った時など水が上がってきて被害を受ける可能性はあります。ただ、今年はそういう被害は出てないようです。

議長 この譲受人は隣地の耕作者なのでしょうか？

事務局 そうではないようです。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-4に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案2-5を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 5 上程)

事務局

(議案 2 - 5 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

15番

譲受人は最近、積極的に営農拡大をしております。将来を見据えての営農拡大という事で、息子さんも農業関係の学校に通っている様です。現地は傾斜地であり条件的には厳しい農地ではありますがやる気はある方ですので問題ないかと思われます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

1番

参考までに伺いますが、こういう荒れたような農地はどのくらいの価格で取引されているのですか？

事務局

今回の案件についてですが、反当30万円での売買となっております。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 5 に賛成の方は挙手を求めます。

議長

賛成多数という事で許可とします。

議長

引き続き議案 2 - 6 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 6・7 上程)

事務局

(議案 2 - 6・7 説明・朗読)

議長

議案 2 - 6・7 は譲受人が同一の為、一括して審議します。それでは私が担当委員ですので説明いたします。

こちらの案件ですが、利用権等はないものの現在この譲受人が借りて耕作しています。今回正式に購入するという案件です。しかし、正式な進入路が無いことから今後専用の道を作ることも考えているとの事です。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 6・7 に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で許可とします。

議長

引き続き議案 2 - 8 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 8 上程)

事務局

(議案 2 - 8 説明・朗読)

議長

それでは担当委員が私ですので説明いたします。

譲渡人は一人暮らしで高齢の為、管理が難しい状況ですので、ご近所さんの譲受人へもらってこないかという事で相談したところ、今回の申請に至っております。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく

お願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-8に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事でとします。

議長 引き続き議案2-9を議題とします。こちらの議案2-9と議案4-2は関連がありますので、一括して説明をお願いします。

事務局説明をお願いします。

(議案2-9上程)

事務局 (議案2-9及び議案4-2説明・朗読)

6番 昔、この土地を譲受人の父が取得する際に下限面積の関係で取得できないという事があったようで、代わりに親族にあたる譲渡人の父の名義で取得したようです。それぞれの家が代替わりしてこれ以上複雑になる前にきちんと整理をしたいという事での申請です。また、現況は農地部分と駐車場部分があります。この駐車場部分については時期不明ながら20年以上前より使用されていたようなので、今回の申請に合わせ分筆をして駐車場部分は非農地証明願いの申請をすることできちんと整理するところです。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-9に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。なお、議案4-2の裁決につきましては後ほど別に行ないます。

議長 続きまして議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3号上程)

事務局 (議案3号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

13番 推進機構から譲受ける案件ですが、元の所有者が機構に売却したのはいつですか？

事務局 今年の8月です。通常の流れですと所有者から推進機構への所有権移転決定の公告から2ヶ月後に推進機構から購入者への所有権移転決定公告が行なわれます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事でうきは市長へ回答します。

議長 引き続き議案第4号 非農地判断(非農地証明願い)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案4-1上程)

事務局 (議案4-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

副分科会長 申請地は既に杉が植わっており、山林と化しております。やむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

1番 先程の説明の通りです。特に問題ないと思えますので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 引き続き議案4-2を議題とします。議案2-9のところで既に事務局からの説明を行なっておりますので副分科会長及び地元委員の意見をお願いします。

(議案4-2上程)

副分科会長 先程議案3-9の部分で説明がありました通りです。まあやむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

6番 同じく先程の説明の通りです。事情が事情なのでやむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 議案書の順番と前後しますが先に議案第6号 うきは市空き家に付属した農地の指定について(下限面積における別段の面積)の審議を行いたいと思えます。事務局説明をお願いします。

事務局 議案説明に入ります前に、この制度について説明をさせていただきたいと思えます。

(空き家に付属した農地の指定についての説明)

(議案 6 号上程)

事務局 (議案 6 号説明・朗読)

今月の総会で空き家に付属した農地の指定を受けた後、来月総会において 3 条許可申請をするという流れになっております。

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

副分科会長 先程事務局より説明のあった通りです。空き家に付属する農地を一体で購入するために必要な手続きですので特に問題ないと思えます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 6 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 次に議案 5 号 非農地判断 (荒廃農地の非農地判断について) を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 5 上程)

(議案 5 説明・朗読)

事務局 今回は小塩地区の 27 筆、13, 561 m²を対象としています。現地確認につきましては 10 月 7 日に会長・副会長・第 1 分科会・小塩担当の 8 番委員とで行っております。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 5 号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 それでは報告に移ります。事務局説明をお願いします。

(報告 1～4 説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印